

一般名処方の実施について

現在、一部の医療品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品の使用促進を図り、医薬品の安全供給を達成するために、一部の医療品について、一般名処方を実施しております。

一般名処方とは『特定の医療品名』を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした『有効成分』を処方箋に記載することです。有効成分、効能効果が同じ複数の薬の中から選択できるようになり、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

例) 処方箋の記載： 【般】 カンデサルタン 4 mg

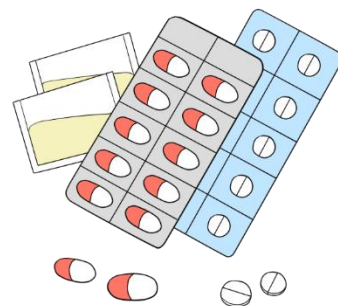
薬剤で選択可能なお薬の例：

(先発医薬品) ブロプレス 4 mg

(後発医薬品) カンデサルタン 4 mg 「あすか」

カンデサルタン 4 mg 「ツルハラ」

カンデサルタン 4 mg 「EE」 など



院長

ふじ内科クリニック